

## 令和3年度 第1回川崎市教科用図書選定審議会 議事録

開催日時：令和3年5月13日（木）午前10時00分から午前11時00分

開催会場：川崎市総合教育センター 第1研修室

出席委員数：川崎市教科用図書選定審議会委員15名（欠席委員1名）

（事務局）

本日は、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。

定刻になりましたので、ただいまより令和3年度第1回川崎市教科用図書選定審議会を開催いたします。

私は、本日の選定審議会の司会進行を務めさせていただきます、川崎市教育委員会事務局学校教育部指導課指導事務係長の小川と申します。よろしくお願いたします。

この審議会の委員の皆様のご委嘱、または任命期間は令和3年5月13日より1年間となっております。委嘱状等につきましては、机上においてございますのでご確認ください。

はじめに、川崎市教科用図書選定審議会の開催方法についてお伺いたします。令和3年度の審議会は全2回の開催を予定しています。なお、教科用図書の採択におきましては、世間一般に広く関心が寄せられており、審議会を公にすることにより発言者を特定することができてしまい、場合によっては誹謗・中傷・いやがらせ等が起こる可能性がございます。そのため、自由・活発な議論をすることができなくなる恐れがあります。このため、教科用図書選定事務の性質上、当該事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものと考えられるため、審議会は非公開として開催させていただきたいと考えますが、委員の皆様よろしいでしょうか。ご承認いただけるようでしたら、挙手をお願いいたします。

【出席委員全員挙手】

ありがとうございます。では、本審議会におきましては、非公開で始めさせていただきます。

それでは次に、お手元の資料の確認をさせていただきます。はじめに次第が1枚ございます。次に審議会の委員名簿が1枚、このほかホチキス止めの資料が17ページまでございます。資料の方につきましては、1ページ目が「川崎市附属機関設置条例」、5ページ目が「川崎市教科用図書選定審議会要綱」、6ページ目が「教科用図書選定審議会への諮問文書の写し」、7ページ目以降が「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針」となっております。資料の方はそろっておりますでしょうか。

それでは開会にあたりまして、指導課長の細見よりご挨拶申し上げます。

（指導課長）

あらためまして皆様おはようございます。教育委員会事務局学校教育部指導課長の細見でございます。

本日は大変お忙しい中、教科用図書選定審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、本市教育活動にご支援ご協力いただきまして、重ねてお礼申し上げます。ありがとうございます。

さて、皆様もご存知のとおり、神奈川県内では、まん延防止等重点措置期間が延長されまして、また、市立学校におきましても、新型コロナウイルス感染症の影響で、臨時休業となる学校も出ております。そのような中、学校、児童生徒、そして保護者の皆様方には、多大なるご協力をいただきまして、本当にありがとうございます。このような中で、家庭におけます学習の重要性というところも増してくる中で、やはり主たる教材となっております教科書の重要というのは、改めて認識しているところでございます。本年度の教科書用図書選定審議会につきましては、先ほどありましたけれども、本日を含めまして2回の実施を予定しております。昨年度、中学校の採択替えを行ったのですけれども、文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなる図書が、社会科の歴史的分野におきましてございます。ということで、今年度につきましては、中学校社会科の歴史的分野について、ご審議をいただくということになります。また、高等学校が使用する教科用図書につきましては、新学習指導要領の実施に伴いまして、次年度から使用する教科用図書の審議、更に、特別支援学校、特別支援学級で、次年度から使用する教科用図書につきましても、併せて、審議いただきたいと思っております。最後になりますけれども、教科用図書の採択におきましては、世間一般に広く関心が寄せられているところでございます。委員の皆様方におかれましては、色々な立場、そして、多角的に忌憚ないご意見をいただきまして、公平・公正な教科用図書の採択の一助になればと考えております。それでは本日はどうぞよろしくお願いいたします。

(事務局)

続きまして、本日、ご出席の委員の皆様を紹介させていただきます。恐縮ではございますがお名前を読み上げますので、ご起立の方をお願いいたします。

#### 【各委員紹介】

この審議会は、お手元の委員名簿にございますように、16名の委員で構成されております。本日出席されている委員の人数は、15名でございます。資料の2ページ目でございます「川崎市附属機関設置条例」第7条第2項に規定する会議の成立要件でございます「委員の半数以上が出席」されていることを、併せてご報告申し上げます。

なお、先ほどご承認いただきましたとおり、この会議は非公開でございますので、本日も配りしております資料につきましては、会議終了後に回収いたしますので、ご理解のほどお願い申し上げます。

それでは議事に先立ちまして、資料2ページ目でございます、「川崎市附属機関設置条例」の第6条第1項の規定により、本審議会に会長を置く必要がございます。会長は、この規定により、本日お集まりいただいた委員の皆様方の中から互選により定めることとされ、会長は本審議会の議長となります。

ただいまより、会長の選出に入りたいと思っております。委員の方々に会長をお引き受けいただ

ける方がいらっしゃいましたら挙手をお願いできますでしょうか。

【立候補者なし】

では、いらっしゃらないようでしたら、事務局からご提案させていただいてよろしいでしょうか。

【各委員承認】

それでは小学校長会からご推薦いただいております、川崎市立渡田小学校校長の須山委員にお願いしたいと思いますがいかがでしょうか。

【各委員拍手により承認】

ありがとうございます。それでは須山委員が会長に選出されたところで、教科用図書選定審議会の議長をお願いしたいと存じます。申し訳ございませんが、須山委員は会長席に移動して頂きまして、ご挨拶の方をお願いいたします。

(会長)

ただいま、ご指名にあずかりました、川崎市立渡田小学校校長、須山と申します。

会長という大役を、仰せつかることとなりました。皆様方のご協力を賜りながら、公正かつ適正な審議に努めてまいりたいと思っておりますので、よろしく願い申し上げます。

(事務局)

ありがとうございます。それでは会長よろしく願いいたします。

(会長)

それでは早速ではございますが、議事に入りたいと思っております。令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針について、事務局より、ご説明をお願いいたします。

(事務局)

それでは令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針について、私から説明をさせていただきます。

配布資料の「令和3年度第1回川崎市教科用図書選定審議会資料」の7ページ、「令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針について」をご覧ください。

まず、1の「目的」でございますが、教科用図書は、各学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として使用を義務づけられているものであり、児童生徒が学習を進める上で極めて重要な役割を果たすものでございます。よって、本市学校教育の充実に最も適した教科用図書を採択するとともに、その手続きの公正かつ適正を期すために、令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針を定めるものでございます。

次に、2の「採択の基本的な考え方」、「(1)採択の権限」でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」及びその他関係法令に基づき、教育委員会がその責任と権限のもと、公正かつ適正に実施いたします。

次に、「(2)採択する教科用図書」でございますが、今年度につきましては、令和4年度に使用する教科用図書を採択いたします。採択対象とする教科用図書につきましては、文部科学省が作成する教科書目録に登録された教科用図書のうちから採択するものとしたし

ます。ただし、「学校教育法附則第9条」の規定によりまして、特別支援学校、特別支援学級等におきましては、下段の枠内4にございますよう、教科書目録に登載された教科用図書以外も使用できるとされておりますので、この教科用図書も採択できるものいたします。なお、以下、この教科書目録に登載された教科用図書以外の教科用図書を「附則第9条図書」と呼んでまいります。

資料を1枚おめくりいただき、8ページをご覧ください。

次に、「(3)教科用図書の調査審議」でございますが、教科書目録に登載された教科用図書について、調査審議の観点に基づき、十分に行うものいたします。

次に、「(4)採択の透明化」でございますが、採択の公正確保に向けて、採択方針及び採択手順を公表いたします。

また、教育委員会における採択は公開するとともに、教科用図書選定審議会報告書等の資料については、採択終了後に公開するなど、採択の透明化に努めてまいります。

次に、「(5)静ひつな採択環境の確保」でございますが、採択を公正かつ適正に行うため、教科用図書について誹謗・中傷等が行われる中で採択がされたり、外部からの不当な働きかけ等によって、採択が歪められたなどの疑念が抱かれたりすることのないよう、静ひつな採択環境を確保いたします。

次に、「(6)採択地区」でございますが、小学校及び中学校における採択地区は、1地区といたします。川崎高等学校附属中学校、高等学校及び特別支援学校は、学校ごとに採択を行います。

1枚おめくりいただき、9ページをご覧ください。

「(7)採択時期」につきましては、8月31日までにを行うものとされております。

次に、「3 教科用図書の調査審議」の「(1)教科用図書選定審議会」でございますが、教科用図書の審議を行うため、川崎市教科用図書選定審議会を設置し、教育委員会は、審議会に対し、教科用図書の調査審議について諮問いたします。審議会は、次の(2)から(4)までに掲げる調査研究会等からの報告を参考に、調査審議し、審議結果を教育委員会へ答申いたします。

次に、「(5)調査審議の観点」でございますが、教育基本法及び学校教育法の理念の実現に向けて、次の5つの観点から検討して、最も適切と思われるものを採択いたします。

1枚おめくりいただき、10ページをご覧ください。

1点目は、「学習指導要領との関連」、2点目は、「編集の趣旨と工夫」、以下、「内容」、「構成・分量・装丁」、「表記・表現」でございます。なお、1点目の「学習指導要領との関連」についてでございますが、各教科の目標につきましては、学習指導要領に示されている目標、内容、指導計画の作成と内容の取扱いを踏まえ、「知識・技能」、「思考・判断・表現」、「主体的に学習に取り組む態度」を重視して調査を行うこととし、教育内容の主な改善事項では、「言語能力の確実な育成」、「体験活動の充実」、「コンピュータ等を活用した学習活動の充実」などにそって調査を行うことといたします。

1枚おめくりいただき、11ページをご覧ください。

4の「教科用図書の採択手順」でございますが、はじめに、(1)の小学校が使用する教科用図書につきましては、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

次に(2)の中学校及び川崎高等学校附属中学校が使用する教科用図書につきましても、現在使用している教科用図書と同一のものを採択いたします。

ただし、社会科歴史的分野の教科用図書につきましては、自由社の「新しい歴史教科書」が、教科用図書検定規則に基づき、検定審査不合格の決定通知に係る年度の翌年度に行われた再申請により、令和2年度に文部科学大臣の検定を経て新たに発行されることとなったことから、社会科歴史的分野については調査審議を実施し、採択を行います。詳細につきましては、後程、14ページのフロー図にてご説明させていただきます。

次に(3)、高等学校が使用する教科用図書につきましては、法令上の具体的な定めはございませんが、新学習指導要領の実施に伴い、新たに採択を行うこととなります。12ページ(4)の特別支援学校、特別支援学級等の教科用図書も含めまして、後程、フロー図にてご説明いたします。

中段、5の「教科用図書展示会」でございますが、教科用図書展示会につきましては、本年6月11日から8月4日までの期間におきまして、お示しの8箇所それぞれ実施いたします。開催日時につきましては、1枚おめくりいただき、13ページの会場・日時一覧のとおりでございますが、今年度は、展示会場の変更が1か所ございます。川崎区におきまして、昨年度は東門前小学校で実施しておりましたが、土日開催における利便性の向上や、展示会場には不特定多数の人が出入りすることから、施設内の安全確保に万全を期すため、教育文化会館大師分館に変更しております。

1枚おめくりいただき、14ページをご覧ください。

こちらは、「中学校における教科用図書の採択手順」のフロー図でございます。なお、今年度調査研究の対象となるのは、中学校社会科の歴史的分野のみとなっております。他教科の教科用図書につきましては、調査研究及び採択の対象とはなっておりません。採択までの流れでございますが、①で教育委員会が教科用図書選定審議会に対して、教科用図書の審議を諮問するとともに、②で調査研究会、③で各学校に対して調査研究を依頼いたします。各学校では、校内調査研究会を設けていただき、全ての教科用図書の調査研究を行い、④で、調査研究会に報告していただきます。調査研究会は、調査研究員により構成されておりまして、⑤で、各学校からの報告を取りまとめた調査研究、及び、⑥で、全ての教科用図書の調査研究について、教科用図書選定審議会に報告いたします。教科用図書選定審議会におきましては、調査研究会からの報告を参考にしつつ、さまざまな視点で審議し、⑦で、審議結果を教育委員会に答申いたします。教育委員会では、この答申を参考にしつつ、独自の視点で審議し、最終的に、教育委員会の権限と責任のもと、教科用図書を採択していただきます。教科用図書の採択にあたりましては、学校、教科担当者、教育委員等がそれぞれの立場、それぞれの視点から多角的に教科用図書を評価するというプロセスを経ることにより、教科用図

書の採択における適正さ、公正さを確保してまいります。

続きまして、1枚おめくりいただき、15ページご覧ください。

こちらは、高等学校における教科用図書の採択手順を示したものでございます。1番下の四角囲みに「校内調査研究会」と「調査研究会」がございまして。左側の「校内調査研究会」は、各学校においてそれぞれの種目について、教科用図書の調査研究を進めていく組織でございます。この校内調査研究会は、教科ごとに全ての教員で構成する研究会でございまして、たとえば、国語でいいますと、国語という教科の中には、現代文、古文、漢文に関わる教科書がありますが、それらにかかわる国語科の教員が全員で調査研究する会でございまして。そして、この校内調査研究会では、各校の目指す生徒像や身に付けさせたい力等を教科ごとに記載した「教科用図書採択の観点」を作成するとともに、選定候補となる複数の教科用図書に関する内容の調査研究を行い、③で「調査研究会」、④で「校内採択候補検討委員会」に報告いたします。「調査研究会」は、各高等学校の教科ごとに選任された調査研究員で構成され、選定候補となったすべての教科用図書について調査研究をし、⑤で、「校内採択候補検討委員会」に調査研究の報告をいたします。「校内採択候補検討委員会」は、校長を長とし、校内取りまとめ担当者を中心としたメンバーを校長が任命いたします。構成するメンバーの人数といたしましては、各学校の状況に応じて10名程度になるものと想定しております。「校内採択候補検討委員会」では、「校内調査研究会」及び、「調査研究会」の報告をもとに、採択候補一覧表を作成し、「教科用図書採択の観点」とともに、⑥で、教科用図書選定審議会に提出します。

1枚おめくりいただき、16ページをご覧ください。

特別支援学校及び特別支援学級における教科用図書の採択手順でございまして。

特別支援学校の小・中学部、及び小・中学校の特別支援学級で使用する教科用図書は、原則として通常の学級で使用する教科用図書と同じでございまして、学校が附則第9条図書の使用を希望する場合には、校内調査研究会を設置し、対象となる児童・生徒の発達段階や障害の状態・能力・適性などを踏まえて調査研究し、審議会に報告いたします。また、特別支援学校の高等部におきましては、現在高等部用の教科用図書がございませんので、附則第9条図書を調査研究し、学校ごとに選定した図書を審議会に報告いたします。

審議会では調査研究等の報告を参考に審議し、その結果を教育委員会へ答申いたしまして、教育委員会において、毎年採択していただいております。

続きまして、17ページをご覧ください。今後のスケジュールでございまして。

本日の選定審議会以降、調査研究会等を経て、8月の教育委員会における採択を予定しております。

以上、令和4年度川崎市使用教科用図書採択方針について、ご説明申し上げます。

(会長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様、ただいまの採択方針の説明につきまして、ご意見、ご質問等、承りたいと存じます。

(委員)

質問でございます。先ほどのフローの説明のところ、調査研究会、下から調査されて上がってきて、審議会に報告をされて、審議会の中で議論をして、その意見を添えて、教育委員会の方に上げると。教育委員会の方では独自の判断で採用するというようにご説明を伺ったという気がするんですけど、そのようなことでよろしいでしょうか。というのは、矢印が一方向にまわっていますので、普通の場合だったら、差し戻しとか、逆方向があっただけでしかるべきだと思うんですけど、そういうことはなくて、ということなんですか。ちょっと不思議に思ったものですから。よろしくお願いいたします。

(事務局)

ありがとうございます。教科用図書採択につきましては、教育委員会が採択の責任と権限を持っているということで、そこで調査審議できるような資料を下から上げていくと。その資料作成で、選定審議会において、この教科書にするというのを決めるわけではなくて、この中で話し合った調査審議について、教育委員会に上げて、審議の参考にしてもらおうと、そのような位置づけになっております。よろしくお願いいたします。

(委員)

わかりました。

(会長)

ありがとうございました。では、他の委員の皆様はいかがでしょう。

(委員)

ご説明ありがとうございました。先ほどのお手元の資料等にも関係あるのですが、さきほどご挨拶いただいた中で、やはりコロナってところで学校でもですね、本当に子供たちの学習保障をどうしていくのかというところが、非常に大きな課題でもあります。また、同時に、みなさんご存じだと思いますが、ギガスクール構想ということで、ただ今、一人ひとりの子供たちに一台ずつ端末が配られています。本校の子供たちも先日届きましたので、使い始めていくところなんですけど、そういった状況を考え合わせますと、自宅で学習をする機会ですとか、あと、オンラインで学習、学びを深めていくというような部分も、これからは非常に大事になってくる視点ではないのかなと思うのですが、そのあたりはいかがでしょう。

(会長)

事務局からお願いいたします。

(事務局)

コロナによって、やはり家庭学習は非常に大切になってきて、主たる教材である教科書もですね、それに伴って、オンラインに対応できるようなことが、各社工夫しておりますので、一つの視点としてですね、この審議会でも調査研究の視点として審議していただければというふうに考えております。

(委員)

ありがとうございます。主体的、対話的で深い学びというのが今回の学習指導要領でも大きな目玉ですから、その部分と、この一人一台の端末が整えられている環境ですので、社会状況とも重ね合わせて考えて、そういった視線を盛り込んでみていくということがすごく大事なかなって改めて思いました。ありがとうございました。

(会長)

ありがとうございました。審議にあたりまして、その視点を大切にしていきたいと思います。ほかの委員の皆様いかがでございますか。

(委員)

質問というか、確認なんですけども、昨年中学校の採択が行われたわけなんですけども、今年度は中学校の社会科歴史的分野については、先ほど説明のあったフローに従って、昨年と同様の流れで採択をするということでの確認でよろしいでしょうか。

(事務局)

フロー図としては、只今ご説明したとおりでございますけれども、その内容につきましては、効率化というか、全教科というよりは、今使っている教科書と、新しい教科書を調査審議するというような形でやる方向で考えていきたいと思えます。

(委員)

昨年も大事にしてきた議論があるかなという中で、今年度新たにということだけではなくて、昨年はいろいろ、この採択方針にもあったんですけど、一面的な見解を取り上げてないかとか、そういうことが議論されたかなと思うのですが、昨年の議論を十分に活かして、今年の中学校もお願いしたいところと、今度は高校ということで、高等学校の方も、中学校の方の議論を活かしながら、特に、地歴公民科、新科目ができるということで、公共であったり、歴史総合であったりというところの中で、特に公共の方は、授業の内容を見ると、討論をしたり、模擬裁判をしたりというところが入ってくるなということを考えると、中学校での議論にもあったように、政治的な中立性が保たれるような、偏りのない教科書を選んでいただいた上で、先生方も政治的中立性を保った授業を展開していただければというふうに考えておりますので、そのような採択をしていただければと考えております。以上です。

(会長)

はい、意見ということで、大きくうなずいておられましたので、そのような審議にしていこうということで、よろしく願いいたします。

(委員)

高校の教科書なんですけど、文科省では、今回の高校の教科書の検定においてですね、多面的、多角的に考えるよう適切な配慮がされていること、ということが基準になっておりますので、これを考えるとですね、今回、合格した教科書については、このことに配慮されている、あるいは基準を満たしている、というふうに考えてよいのではないかとこのように考えております。

(会長)

事務局の方のお考えは、大丈夫だということによろしいですか。そういったことが十分に満たされているということで。

(委員)

これは質問といいますか、確認になろうかと思うのですが、今日の資料の8ページをご覧ください。ただ、(6)採択地区のところ、小中学校は全市ということになっていて、その下のところ、イのところ、高等学校のことと特別支援学校は、学校ごとに採択を行うという文言がございます。この文章だけですと、小学校や中学校の特別支援学級はどうかのかなという。本当にこの、川崎区から麻生区で特別支援学級のお子さんの教科書は、一斉に採択できるのかな、それはかなり、お子さんの実態を考えると、まちまちであろうと思っていますので、一斉は難しいだろうなと思っています。続きまして、ページをめくっていただきまして、12ページでしょうか。そこに(4)特別支援学校及び特別支援学級で使用する教科書は、学校ごとに使用する教科用図書を選定するものとする、といった文言がございますので、整合性を考えた時に、戻りまして8ページの、イのところにつきましては、特別支援学校、そして特別支援学級も学校ごとに採択をするというのが、適切ではないかなと思いましたが、確認というところをお願いしたいかなと思います。併せて、もう一つなんですけど、今日の資料の中で、令和4年度の特別支援学校、特別支援学級の教科書を選定するということになりまして、当然、まだ、学校に在籍していない、1年生ですね、小学校1年生、中学校1年生、高等学校1年生の教科書を、この段階で選ぶということで、通常の学級のお子さんですと、だいたい範囲というのはかなり決まってくるのですが、特別支援学校ですと、本当にまちまちな状態像のあるお子さんがいます。実態を把握しないで選ぶという、ある意味では難しいところもあるのですが、幅を広くとって考えて、調査研究をしてみたいんですけども、中には、学校ごとということだけで、この小学校、あるいは特別支援学校は、この教科書って限定してしまうと、実際見るときに、あわない教科書になってしまう可能性もあるわけですので、多少幅をもって考えたいかなというように思っているんですけども。というときに、特別支援学校においては、私は〇〇学校という学校の〇〇をしているんですけども、例えば、〇〇学校の教科書のほうがあっているなど、実際見える場合もあるので、学校ごとというところを、特別支援学校という一括りにしていただくと、多少、実際のお子さんを見た時に幅が出るなというのがあって、これはご要望として、今日のこの場のお返事ではないかと思っていますが、そんなことを考えていることをお伝えしたいと思います。よろしくお願いたします。

(会長)

事務局の方から何かございますか。

(事務局)

まず後段のところですけども、まだ1年生の子とか、入っていないお子さんがいて、障害に応じて状況が違うので、幅をもってということにつきましては、ご意見として承っております。

たいと考えております。それから最初のところの、特別支援学校においては学校ごとにと  
うことで、特別支援学級についても学校ごとにということですが、ちょっと私も4月か  
らということもありますので、ちょっと直ぐにはお答えできないので、また改めてお答えさ  
せていただければと思います。以上となります。

(会長)

ではよろしいでしょうか。ご意見ありがとうございました。委員の皆様他にいかがでござ  
いましょうか。

(委員)

今日はありがとうございます。まずスケジュールで確認したいことがあります。6月から  
8月にかけて教科用図書展示会というのが、各所で行われる予定になっていますが、我々委  
員が直接、教科書の見本を見ることができるタイミングというのは、この展示会においての  
みという理解でまずよろしいでしょうか。

(事務局)

展示会につきましては、まずこちらにお示ししているのは、一般の市民の方向けに、区ご  
とにスケジュールずらしてですね、地域の方が教科書見本を手にとって見ていただけると  
いう場をつくっております。当然そこで委員の方も見ていただくことはできます。それとは  
別に、総合教育センターでは常に見本本をですね、見れる環境を整える予定でございま  
すので、当然この審議会の中で教科書を見ていただく予定ではございますが、それ以外の日  
でも、総合教育センターで見れるように、環境を整えてまいりたいと考えております。

(委員)

はい、ありがとうございます。次に資料の10ページのところに、調査審議する上での  
ポイントというか、5点、アイウエオという形で記載がありまして、アのところに学習指導  
要領の各教科の目標や教育内容の主な改善事項を踏まえているかというところがあっ  
て、ちょっと我々委員が、そもそも何を審議するのかというところを明確にしたいな  
と思ってるんですけども、我々委員は、基本的にこのアイウエオの5つの視点に基づ  
いて、各学校から調査結果としてあがってきた図書が適切かどうかというのを審議す  
るという理解でいるんですけども、そういう理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい、そういう理解で結構でございます。

(委員)

はい、ありがとうございます。その上でですね、学習指導要領については、私も、  
今年中学校2年生なんですけど、まだ実は中学校の学習指導要領は、私自身読んだこと  
がなく、ちょっと大変申し訳ないんですけども、小学校で一度、学習指導要領は読  
ませてもらいました。2020年度に改定が図るところで、そのタイミングで見させて  
いただいたんですけども、中学校は確か2021年、今年度に改定されているという  
理解でいます。令和4年の社会科の教科書というのは、2021年度に改定された  
学習指導要領にあわせたという

形の審議になるという理解でよろしいでしょうか。

(事務局)

はい。

(委員)

はい、わかりました。中学校のほうは 2021 年度に改定されたものを見たいと思います。ありがとうございます。

そして、最後の質問になるんですけども、日程的には、そういったもろもろの調査結果が出て、審議という段階になるのが、7月19日のこの選定審議会の場合だという理解でよろしいですか。

(事務局)

はい。

(委員)

はい、ありがとうございます。わかりました。理解できました。ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。

(委員)

すいません、ちょっと確認なんですけど、今話が出てた学習指導要領の資料とかですね、それから、先ほど〇〇委員から言われた、昨年度の議論をベースにというお答えありましたが、初めてなものですから、ベースの議論の記録というのはどこにあるのかとかですね、ウェブに掲載されているのかもしれませんが、そういった情報の出どころを明確にしていただければと思います。よろしく願いいたします。

(事務局)

教育委員会のホームページの方に、昨年度の資料を掲載しております。もし見つからないことがありましたら、事務局にご連絡いただければと思います。よろしく願いいたします。

(委員)

ありがとうございます。

(会長)

ありがとうございます。他の委員の皆様いかがでございましょうか。

大変、活発な議論をいただきまして、ありがとうございます。只今、採択方針についての議事を進めておりますが、委員の皆様におかれましては、本日提案の資料につきまして、ご承認をいただけるようでございましたら、挙手をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

**【出席委員全員挙手】**

(会長)

ありがとうございます。本日の予定されている議事は以上でございしますが、他に事務局への質問等がございましたら承ります。いかがでしょうか。

はい、ありがとうございました。それでは、議事は以上とさせていただきます。この後の進行は、事務局にお返しいたします。

(事務局)

会長、ありがとうございました。また、委員の皆様、ありがとうございました。これで本日の選定審議会の議事に関する審議は終了いたしました。最後になりますが、事務局より連絡事項がございます。

**【事務連絡】**

それでは、これをもちまして第1回教科用図書選定審議会を閉会いたします。本日はお忙しい中、ご出席くださりましてありがとうございました。